○農林水産省国土交通省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第十五項各号及び第三十九条の七第九項各号の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条第一項の表第十号及び第六十五条の七第一項の表第十号の規定の適用を受ける船舶を次のように指定し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める船舶

一　海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）　別表一に掲げる船舶

二　沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。）　別表一に掲げる船舶

三　漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。）　別表三に掲げる船舶

四　建設業又はひき船業　別表四に掲げる船舶

別表一　外航船舶

第一号から第十九号までに掲げる装置（第二十号から第二十五号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第二十号から第二十五号までに掲げる装置及び第一号から第十九号までに掲げる装置）の全てを有している船舶

一　主機関又は推進装置（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　窒素酸化物放出量削減型主機関（原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあっては、当該装置を含む。）から発生する一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海防法」という。）第十九条の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に八十分の七十八を乗じて算出された値（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十九号）附則第六条各号に掲げる原動機にあっては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）第一条の規定による改正前の海防法第十九条の三に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準の値に七十分の六十七を乗じて算出された値）以下となるものに限る。）

ロ　電子制御型ディーゼル主機関

ハ　電気推進装置

二　船橋に設置された主機関の遠隔操縦装置並びに主機関の関連諸装置の作動状況の集中監視及び異常警報装置

三　主機関過回転防止装置及び潤滑油圧力低下に対する保護装置

四　主機関の燃料油（加熱を要するものに限る。）、潤滑油及び冷却水並びに発電用機関の潤滑油及び冷却水の自動温度制御装置

五　燃料油タンク（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　船底外板及び船側外板をその構造に含まないもの

ロ　オーバーフロー・ラインを有するもの

六　機関室内ビルジの高位警報装置

七　衛星航法装置

八　自動操舵装置

九　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関

ロ　A重油専用発電機関

ハ　ターボ・ジェネレーター

ニ　風力発電機関

ホ　排気ガス浄化装置付発電機関

十　燃料油タンクの遠隔液面監視装置及び高位警報装置

十一　主機関の運転状態の自動記録装置

十二　ビルジ処理装置（油水分離機能及び油の焼却機能を有するものに限る。）又は廃油焚ボイラー

十三　汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）

十四　海事衛星通信装置

十五　自動衝突予防援助装置

十六　造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）

十七　給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）

十八　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）

ロ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）

ハ　推進効率改良型船型（船尾装着フィン又は風圧抵抗軽減型船首に限る。）

ニ　エア・シール型船尾管軸封装置

十九　船首方位制御装置

二十　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンポジット・ボイラー

二十一　荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置

二十二　コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

二十三　燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあっては、当該弁の遠隔制御装置

二十四　ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置

二十五　平成二十七年一月一日以後に建造契約を締結し建造をする船舶又は同日以後に取得（同日前に建造契約を締結し建造がされた船舶でその建造の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。以下この号において同じ。）をする船舶にあっては、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約に適合するものとして当該条約の締約国（締約国となることを予定する国を含む。）が承認を行ったバラスト水処理装置（当該条約の発効前の承認を含む。）をしたバラスト水処理装置（同日以後に取得をする船舶でその取得の時において当該船舶に設置する当該装置を含む。）を有していないものの取得の日から当該船舶を事業の用に供する日までの間に

別表二　内航船舶

番号	船舶
1	総トン数が二千トン未満の船舶で第一号から第四号までに掲げる装置（第五号から第七号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第五号から第七号までに掲げる装置及び第一号から第四号までに掲げる装置）の全てを有しているもの 一　別表一第一号から第六号まで及び第八号に掲げる装置 二　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 ロ　A重油専用発電機関 ハ　ターボ・ジェネレーター